

「パブリックコメント(刑事施設法施行規則の一部改正案について)」

「**刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案**」に関する意見

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1 - 1 - 3

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見

2007年2月16日

日本弁護士連合会

今般公表された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」(刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則案。以下「改正案」という。)に関する日本弁護士連合会(以下「当連合会」という。)の意見は、以下のとおりである。

なお、当連合会は、2006年8月23日付で「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則(受刑者処遇法施行規則)に関する意見書」を発表している。刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則(以下「現行規則」という。)と同様の規定になっている部分については、同意見書と重なる部分であるが、あらためて意見を述べる。

1 刑事施設視察委員会に対する情報の提供(改正案第6条関係)

刑事施設の長が、刑事施設視察委員会の毎年度の初回会議において、同委員会に対し提出する書面に記載すべき情報の中に、遵守事項及び所内生活の心得を含めるべきである。

この点に関し、法務省は、改正案第6条第9号の「規律及び秩序を維持するために執った措置の状況」に関する情報の中に、遵守事項及び所内生活の心得を含めて解釈するよう、各施設への指導を徹底すると説明している。

しかし、現に一部の施設において、刑事施設視察委員会に対し、遵守事項の開示を拒む事態が生じており、それは、改正案第6条第9号と同様の現行規則第6条第9号を文字どおり読んだだけでは、規律・秩序維持の前提となる遵守事項及び所内生活の心得の情報提供までは含まれない、と理解されたためと考えられる。無用の混乱を防ぐ意味においても、第9号に遵守事項及び所内生活の心得を追加するなどして、修正すべきである。

2 識別のための身体検査(改正案第10条第4号関係)

収容開始時に行われる識別のための身体検査の内容として、指静脈のデジタル画像採取が規定されている。現行規則で新設されたものであるが、生体情報の取得については慎重さが求められるところ、新設にあたり事前の日弁連との協議においても、また、国会においても全く議論を経ないまま規定されるに至ったものである。このような規定により、生体情報を収集・管理していくことによって、今後、国民全体の指静脈採取の突破口となる危惧があり、限定的に用いられなければならない。また将来の撤廃可能性を含めた議論を行う必要がある。

現在のところ、PFI手法による刑務所で開放的処遇を行う場合に限定した導入が考

えられているようであるが、規則の文言上は限定がない。したがって、指静脈の画像情報採取については、規則上の限定を行うべきである。

3 物品の貸与等及び自弁について（改正案第17条、第31条関係）

受刑者・未決拘禁者ともに、自弁物品の範囲が拡大し、一定の一般用医薬品（改正案第31条）の自弁が可能となり、一定の要件のもとに限られるとはいえ、かつら（改正案第17条第2号）が認められることになった点は、一步前進であり、評価できる。今後も、必要に応じて適宜、自弁物品の範囲の拡大がはかられるべきである。

4 差入れ・領置（改正案第20条第1号関係）

当連合会は、保管私物の保管限度量と領置限度量の制限から除外されるものとして、被収容者が当事者である訴訟記録やその写しに加え、訴訟関連の書籍、資料を加えることを求めてきたが、改正案においても現行規則と同様、訴訟関連の書籍、資料は含まれていない。訴訟当事者である被収容者にとってこれらの所持は必要不可欠なものであり、さらに修正を求める。

5 保健衛生・医療（改正案第29条第2号、第4号関係）

当連合会は、指名医が、診療に必要な医療器具・設備を使用することを妨げられないよう、事前に施設の長が指名医と協議することを規定すべきことを提言している。

事前の協議は、指名医診療の当然の前提となるものであるのであれば、その点を注意的にでも明文で記載すべきである。

また、第29条第4号の、指名医が「被収容者と診療のため必要な範囲を明らかに逸脱した会話をしてはならないこと」との規定については、被収容者と医師との信頼関係を築くことを困難にする可能性があり、削除されるべきである。

そもそも、医師が患者との信頼関係を構築し維持するために必要なコミュニケーションの幅は、当該医師・患者間の関係性や医師の裁量により当然に異なるものであり、刑事施設が一方的に明らかな逸脱の有無を判断できるものではない。改めて第4号の削除を求める。

6 制限区分と優遇区分（改正案第47条～第54条関係）

（1）刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「受刑者処遇法」という。）で新たに設けられた制限区分と優遇区分のうち、優遇区分については運用が始まったばかりであるところ、現行規則によれば第3類に分類されることとなる、懲罰を科されたことがない受刑者であっても、改正案によれば、「受刑態度が不良であることを示す事由として法務大臣が定める事由があるとき」には、第4類の優遇区分を指定することができるとされた（改正案第52条第7号口）「法務大臣が定める事由」

には「受刑態度が不良であることを示す事由」という限定はついているものの、反則行為の存在という客観的な指標とはなっておらず、当連合会が当初から危惧してきた優遇区分制度の抑圧的運用に道を開く可能性がある。少なくとも、この規定が適用されるのは極めて限定された場合となるよう、訓令レベルでの慎重な規定が求められる。

(2) さらに、制限区分については、第4種が受刑者処遇法第53条第1項による隔離に相当するというのが当連合会の当初の理解であったが、現実には、同条第1項によらずに制限区分第4種の指定を受けることで、昼夜間独居の処遇を受ける者が数多く存在することが判明した。

改正案第48条第5項には、第4種の制限区分に指定されている受刑者については、「矯正処遇等は、刑事施設内において、特に必要がある場合を除き、居室棟内で行うものとする」とされており、制限区分第4種の指定を受けている者は、運動や入浴の際に集団処遇が認められているようである。

一方、受刑者処遇法第53条第1項による隔離であっても、運動や入浴の集団実施は可能である。すなわち、同条項は、「その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。」としており、この規定は、受刑者を他の受刑者から隔離するときには、この規定によらなければならないこと、隔離されている者についても、運動、入浴、面会の場合などは、他の受刑者と接触させる場合があることを示している。

すなわち、第4種による昼夜独居処遇は、受刑者処遇法第53条第1項による隔離収容と、法的には全く異なる内容となっているのである。

ところが、第4種の指定を受けて昼夜間独居処遇の対象とされたものは、期間の制限と更新の手続もなく、法的な不服申立ての対象からも除外されている。おおむね6か月に一度の定期調査の際に再評価を受けるものの「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について（依命通達）」の3参照）、当該評価には医師の関与もない。これでは、従来の昼夜間独居と同様の処遇を、法の定めた保障の範囲外におくことを許してしまうことになる。

したがって、第4種の制限区分の指定を受ける者は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項（受刑者処遇法第53条第1項と同じ）の要件を満たし、同条項により隔離される者に限るよう、明文化すべきである。

7 外部交通（改正案第65条～第80条、第48条関係）

(1) 面会の場所の制限

改正案第68条第3項第1号により、病室に収容されている場合等に、仕切り室

以外での面会が認められる旨、明文で規定されるようになった点は、一步前進と言え、評価できる。しかし、改正案同条第3項本文では、それ以外の場合で仕切り室以外での面会が可能な者は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）に限られている。未決拘禁者及び死刑確定者についても、事情により柔軟な運用が可能となるよう、同第3項第2号を受刑者に限定すべきではない。

（2）面会時間

改正案第71条は、面会時間を原則として30分以上としながら、混雑時には面会時間最低5分にまで短縮できるとしている。早急に面会設備・体制を整備し、原則どおりの面会時間を確保するよう努めることを再度要請する。

（3）面会の立会い又は録音・録画その他の措置

面会の立会い又はその状況の録音・録画その他の措置は、刑事施設の長が制限区分に応じた実施の頻度及び態様の基準として定めるところに従い実施するものとされているところ（改正案第48条第6項）、実務においては、制限区分によって立会い等の有無を判断する画一的な取扱いが見受けられる。法第112条が、「必要があると認める場合」にのみ立会い等を求めていたる趣旨が没却されないよう、改正案第48条には、その旨の注意規定を設けるべきである。

（4）死刑確定者の面会の相手方の届出

改正案第65条、同第73条により、受刑者と同様に、死刑確定者についても、面会の申出や信書の発受をすることが予想される者について、一定の事項の届出が求められるようになった。

受刑者について、法務省は従来、当該届出はあくまで外部交通の手続を円滑化するためのものであり、これにより外部交通の相手方を制限する趣旨ではないとの立場を表明してきた。

死刑確定者についても、外部交通の制約を招くことのないよう、受刑者と同様の取扱いがなされることを強く求める。

（5）信書の発信の申請の時間帯の制限

法第130条第1項（第138条、第141条）により、新たに信書の発信の申請の日及び時間帯についての制限が可能となったことに伴い、改正案第75条が設けられた。

これによれば、信書の発信できる日については、原則として土・日曜、祝日、1月29日～1月3日までの間は認められないこととなる。しかしながら、「緊急に発する必要がある信書の発信」の場合にはこれらの日でも発信が認められることになっており、未決拘禁者、再審請求中の死刑確定者等について、土・日曜や年末年始であっても、訴訟の状況等により「緊急に発する必要」が多く生じ得るが、支障はないものと考えられる。

一方、申請の可能な時間帯については、「刑事施設がその申請を受け付ける態勢を

とった時間帯」として、どれだけの時間が保障されるのか不明である。時間帯の制限のために当日の申請が不可能になることのないよう、具体的に規定するべきである。

8 懲罰（改正案第82条関係）

閉居罰の執行方法について、「謹慎させるため必要な限度で」、生活及び行動を制限できるとされている。この趣旨について、法務省は「必要な限度」とは「必要な最小限度」と同旨であるとの解釈を示すようであるが、そうであれば、実務における誤った解釈・運用を避けるため、「必要最小限度」と改めるべきである。

9 死亡（改正案第89条関係）

被収容者が死亡した場合には、刑事施設の長は検視した上で、「変死又は変死の疑いがあると認めるときは」、検察官及び警察官たる司法警察員に通報するとされている。この規定は刑事訴訟法第229条第1項と同様の文言にしたということであるが、刑事施設の長が通報を怠れば、司法検視の道は断たれてしまう。刑事施設という閉鎖的空间の特殊性に鑑みれば、検視の必要性は高い。行刑改革会議提言においても、「一般的の場合に比べ、その死因を明らかにし、その死に不審なところがないかを適切に判断する必要性が高い」、「外部機関の目に触れる機会を増やすことにより、その死因について疑念を生じさせないようにすることが肝要である。」とされており、この提言は医師が医療を継続していた疾病によって亡くなった場合などを除いて、原則として外部の者による検視を求めているものと評価できる。

したがって、明らかに病死であると認めた場合を除いて通報するよう、修正するべきである。

以上